

○国債元利金支払に伴う証券の移転について

(昭和25年10月9日 蔵理第1124号)
大蔵省理財局長から 日本銀行国
債局長あて

昭和25年9月28日付国債第191号を以つて照会のあつた標記の件については、下記の通り処理する場合には、外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令第1条第1項の規定による大蔵大臣の許可が貴行及びその相手方に対しあつたものとする。

右通知する。

- 1 本邦にある四分利付仏貨公債（日本銀行に登録されているものを含む。）
 - (イ) 非居住者に対する元利金の支払額を銀行の当該非居住者預金勘定に払込むこと。
 - (ロ) 居住者に対し本邦において本邦通貨を以て元利金の支払をなすこと。

2 本邦にある内国債（日本銀行に登録されているものを含む。）

非居住者に対する元利金の支払額を銀行の当該非居住者預金勘定に払込むこと。

（照会内容）

外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令（昭和25年大蔵省令第70号）第1条により居住者が外貨証券の移転の当事者となる場合及び非居住者が本邦内にある本邦証券又は本邦内に登記された本邦証券の移転の当事者となる場合等は、大蔵大臣の許可を要することと規定されておりますが、国債の元利金の支払に関し下記の場合の取扱方につき何分の御指示を御願ひ致します。

記

1. 本邦にある四分利付仏貨公債（登録を含む）

(イ) 非居住者（又はその代理人）に対し本邦通貨を以つて元利金の支払をなす場合

(ロ) 居住者に対し本邦において本邦通貨を以て元利金の支払をなす場合

2. 本邦にある内国債（登録を含む）

非居住者（又はその代理人）に対し本邦通貨を以つて元利金の支払をなす場合